

みずほサステナビリティ・リンク・ローン PRO 評価書

評価対象：GMO ペイメントゲートウェイ株式会社様向け

みずほサステナビリティ・リンク・ローン PRO

2026年3月31日

株式会社みずほ銀行

本評価書は、みずほサステナビリティ・リンク・ローン PRO（以下、「みずほ SLL」という）の実施にあたり、株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ」という）が借入人 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社（以下、「当社」という）とのエンゲージメントを通じ、みずほ SLL のフレームワークに基づいて、サステナビリティ・リンク・ローン原則（2025 年 3 月版^{※1}）および環境省によるグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版（以下、サステナビリティ・リンク・ローン原則と総称して「SLLP 等」という）のサステナビリティ・リンク・ローンに期待される事項に照らして評価を行ったものである。

なお、みずほ SLL とそのフレームワークが SLLP 等に適合していること、およびみずほにおけるみずほ SLL の実施体制が強固であることについて株式会社日本格付研究所より第三者意見書を取得している。

※1 ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）並びにローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LSTA）が作成

1. 評価結果：SLLP 等への適合性

評価対象は、サステナビリティの促進ならびに環境・社会的インパクトにつながっていることを含め、後述の考察の通り、みずほ SLL フレームワーク上で定められた要件を充足しており、SLLP 等に適合していると評価した。

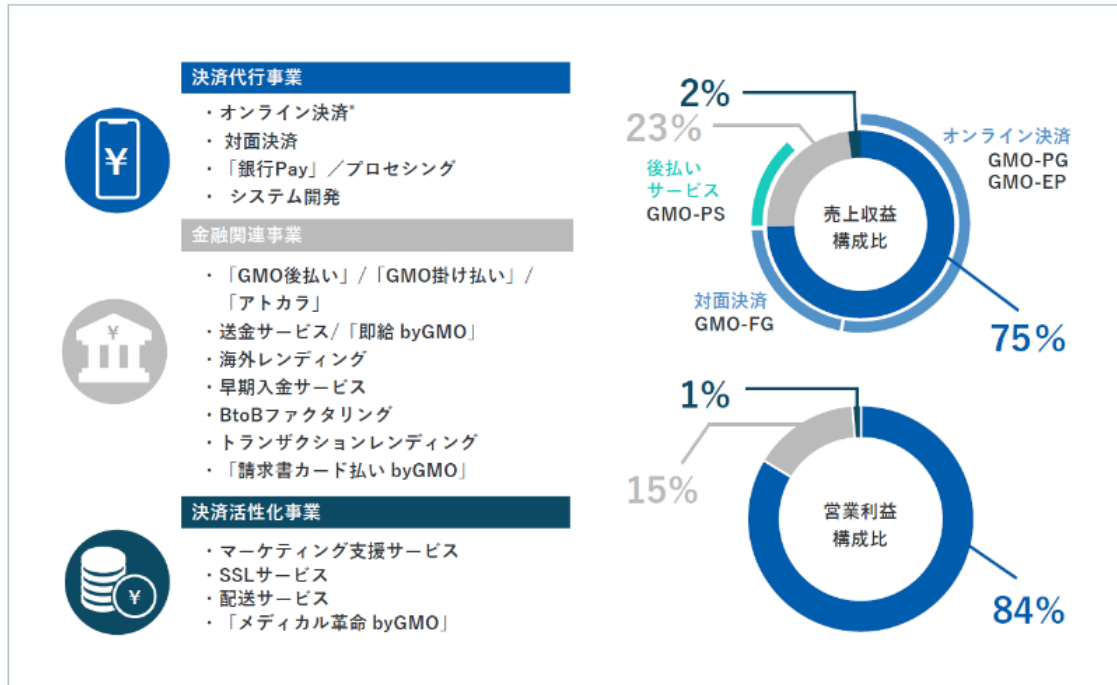
2. GMO ペイメントゲートウェイ株式会社（借入人）の概要

（1）事業概要

- ・当社は 1995 年にクレジットカード決済処理業務を目的として設立された。「社会の進歩発展に貢献する事で、同志の心物両面の豊かさを追求する」を経営理念として、現在では、決済代行・金融関連・決済活性化の 3 事業を展開している。当社は決済業界のリーディングカンパニーとして、各種決済・金融関連のソリューションやプラットフォームの提供、決済インフラの構築などを行い、オンライン化・キャッシュレス化・ペーパーレス化・DXなどを支援する決済を起点としたサービスを提供している。

<当社の事業セグメント>

(2025年9月期時点)



* オンライン決済：都度課金、継続課金、Z.com Payment（海外現地向け決済サービス）

(出典：当社ホームページ)

(2) サステナビリティへの取り組み

- 当社は、事業を通じた社会課題の解決によって、持続可能な社会発展への貢献と持続的な企業価値向上を実現するため、2023年度に中長期に当社事業へ影響を及ぼし優先的に取り組むべき重量課題（マテリアリティ）を特定した。また、特定したマテリアリティを5つの領域に整理し、サステナビリティ経営の重点テーマを明確化し、それぞれの達成に向けて、具体的な取り組みを掲げている。

＜当社の重点テーマ・マテリアリティ＞ サステナビリティ経営の重点テーマ

特定したマテリアリティを5つの領域に整理し、サステナビリティ経営の重点テーマを明確化しました。重点テーマに沿って、持続可能な社会発展への貢献と持続的な企業価値向上を追求してまいります。

決済を起点とした事業の持続的成長を遂げた「社会貢献」	1 革新/Innovation ～決済イノベーション創出によるお客様の成長と社会の発展～ あらゆる経済活動の過渡点となる決済を起点に、広範な領域でのイノベーションをあらゆる企業に提供し、お客様の競争力向上や、請求から資金繰り、給与支払いまで広範な業務効率化を支援。キャッシュレス推進により便利・快適な社会の実現に寄与
	<ul style="list-style-type: none"> ・決済起点の商流や業務プロセスの再構築 ・決済プロセス円滑化による顧客体験/サービス向上 ・決済の自動化による労働人口減少への対応 ・キャッシュレス推進による社会コスト低減 ・多様な決済手段の提供や金融アクセスによる金融包摂推進 ・決済インフラ整備による地域社会の活性化
	2 信頼/Reliability ～社会を支える決済インフラの持続的運営～ 決済という社会インフラを担う企業として、自らの業務の安定性、信頼性の向上を通じ、社会経済活動の安心、安全の確保に貢献
持続的成長を支える「経営実践」	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラである決済システムの安定継続稼働 ・安全な決済取引を支える情報セキュリティ強化 ・犯税法など法令に基づく不正な取引の排除
	3 脱炭素/Decarbonization ～キャッシュレスを通じた地球環境への貢献～ 現金や紙を伴うプロセスを変革し、CO2排出削減に注力
	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレスによる環境負荷の低減
	4 人材/Human Capital ～25%成長にコミットし挑戦する組織力の追求～ 環境変化を乗り越え持続的な成長を図るうえで、決定的に重要な人的資本拡充を組織の最重要課題として注力
	<ul style="list-style-type: none"> ・25%成長を牽引する人的資本の抜本的な強化 ・健康的で働きやすい環境整備を通じた自己実現の支援 ・組織を強化するダイバーシティ&インクルージョンの実現
	5 ガバナンス/Governance ～健全で責任ある経営の実践～ 健全かつ安定した高成長を継続するうえで、リスクテイクや社外からの監視の実効性を高めるガバナンス体制の強化に注力
	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な高成長を担保するコーポレートガバナンスの構築 ・高成長を支える予防的リスク管理の徹底 ・情報開示を通じた透明で公正な経営の確保

(出典：当社ホームページ)

- ・当社グループでは、「2050年9月期までにGHG排出量ネットゼロ」の達成に向け、継続的に環境保全活動に取り組んでいる。主な取り組みとして、当社事業における電力の大半を消費する主要データセンターの電力に実質再生可能エネルギーを導入するだけでなく、電力効率の高いCPUの選択、サーバーアーキテクチャ、サーバーの仮想化等を取り入れることにより、電力消費の効率化を進めている。また、2022年9月期より、正確な電力消費量を把握できるよう運用を改善し、測定を行っている。さらに、オフィスでは照明や空調が時間に応じて自動的にオフになる制御管理を導入し、省エネに取り組んでいる。加えて、外気システムを導入し、冷温された空気のロスを少なくする工夫も行っている。冬場は外気冷房システムを活用し、外気温度が室内温度設定より高い場合に空調機からではなく外気を取り入れ、空調機の電力使用を抑え、省電力化による環境負荷の低減を図っている。

- ・また、当社グループでは、パートナーの環境意識の向上や、ひとり一人が環境への優しさに根差して行動し環境と調和した事業活動を実践できるよう、社内研修やオウンドメディアの情報発信等を通じて、環境に関する社員教育を行っている。

<当社のサステナビリティに対する基本的な考え方>



(出典：当社ホームページ)

3. 本みずほ SLL の位置付け

みずほ SLL は、事業性資金とする以外に資金用途を特定せず、当社自身のサステナビリティ向上につながる KPI を事前に定め、野心性のある SPT 目標を達成することで、社会への貢献をめざすことを企図している。

4. KPI 選定

評価対象の「KPI の選定」は以下の観点から SLLP 等に適合している。

(1) KPI の概要

- ・ KPI は、「CDP(*)気候変動スコア」である。

*CDP は 2000 年に英国で設立された国際的な環境非営利組織。世界中の機関投資家・購買企業の要請を受けて、企業の環境情報開示を促進する活動を実施している。気候変動、水セキュリティ、フォレスト等の調査・情報公開プログラムを展開しており、最終的な評価は A~D-および F（回答評価に十分な情報を提供していない）で表される。

(2) KPI の重要性

- ・ 2025 年時点で、世界の時価総額の半分以上を占める 22,100 社以上の企業に加え、1,000 を超える自治体が CDP を通じた環境情報の開示を行っている。こうしたことから、CDP は世界最大の環境データベースを有しており、CDP 気候変動スコアは気候変動報告・情報開示の仕組みのグローバルスタンダードであるといえる。
- ・ 当社は、2023 年 1 月に TCFD 提言への賛同を表明し、提言に則った情報開示を実施している。TCFD の要件にはガバナンス、リスク・機会、事業戦略、目標と実績、排出量等多くの項目が網羅的にカバーされており、CDP 気候変動スコアの質問書も同様であることから、KPI を「CDP 気候変動スコア」として設定することは、現在および中長期的な将来に亘って当社の戦略的に大きな意義があるといえる。
- ・ CDP 気候変動スコアは、環境スチュワードシップへの取組状況に応じて、情報開示（D、D-）、認識（C、C-）、マネジメント（B、B-）、リーダーシップ（A、A-）の 4 つのレベルに分類されている。マネジメントレベルとは、環境課題に与える影響を認識した上で、良好な環境管理に関連する「行動の根拠」を提供する回答に対して付与されるものであり、「環境への影響を管理しているか」、「その分野のリーダーとしての地位を確立する行動をとっているか」を示している。
リーダーシップレベルとは、既に環境方針や環境活動において主導的な企業が、環境スチュワードシップを推進するために CDP が協働している機関によって策定されたベストプラクティスを、その活用する戦略と実行する行動において実践していることを示している。
当社は、このようなレベルをめざした環境問題への取り組みを通じて、地球環境の保全と維持に貢献することを重点テーマとして掲げている。
- ・ 世界的に脱炭素への動きが加速する中、日本政府も 2020 年 10 月にカーボンニュートラルを宣言し、2050 年までにカーボンニュートラル実現の長期目標および 2030 年度

の GHG 排出量を 2013 年度比 46%削減するという中間目標を掲げてきたが、2025 年 2 月に 2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減（いずれも 2013 年度比）することをめざす目標を新たに掲げている。

当社でも、GHG 排出量について Scope1+2 および Scope3 の算定をしており、第三者検証を受けている。また、Scope1+2 は 2030 年 9 月期・2050 年 9 月期まで GHG 排出量ゼロを継続、Scope3 は 2030 年 9 月期までに決済端末新規稼働台数 1 台当たりの GHG 排出量（カテゴリ 1+11）を 2021 年 9 月期比で 55%削減、2050 年 9 月期までに排出量ゼロとの目標を設定しており、既に SBT 認定を取得している。目標達成に向けサプライチェーンを巻き込んで対策を検討し講じていることは、目標達成に向けた有意義な取り組みといえる。

- ・ CDP は企業の気候変動対応や GHG 排出量削減等の取り組みを評価し、情報開示を通じて更なる取り組みを促進させることを目的としている。当社が掲げているサステナビリティに対する基本的な考え方「当社の事業活動を支えるステークホルダーの皆さまとともに、社会課題の解決に取り組みながら、お客様の成長や持続可能な社会の実現に貢献し、当社の持続的な高成長、企業価値の向上を実現して参ります。」とも整合的である。
- ・ CDP 気候変動スコアにおけるリーダーシップレベル（スコア A-以上）では、「Scope 1 および 2 総排出量のそれぞれ 95%について、また Scope 3 の少なくとも一つの 카테고리의排出量について、第三者検証を受けていること」が要件として求められている。当社においても、目標達成に向けて Scope3 排出量の大半を占める対面決済の提供に必要となる決済端末製品の購入並びに製品の使用に係る GHG 排出量（カテゴリ 1、11）、及びソフトウェア開発に係る GHG 排出量（カテゴリ 2）の削減に向けたサプライヤーエンゲージメントに取り組むことが、今後はこれまで以上に重要になってくるとの課題認識を持っている。そのため、CDP 気候変動スコアにおける足元実績「A」（2026 年 1 月時点）である当社が、引き続き、同水準のレベルである「リーダーシップレベル（A または A-）」の維持をめざすことは意義が大きく、今後も気候変動対応に向けた取り組みのさらなる推進が期待される。

5. SPT の設定

(1) SPT の概要

- ・ SPT は、当社の 2025 年 9 月期から 2028 年 9 月期までの各年度に基づき取得する CDP 気候変動スコアにおいて、「リーダーシップレベル (A または A-)」の維持を目標とする。本ローン契約にも SPT 目標として記載されている。

(2) SPT の野心性

- ・ 前述の通り CDP 気候変動スコアは 4 つのレベルに分類される中、2026 年 1 月現在の当社スコアとして、既に「A」評価を取得している。
- ・ 今次 SPT として設定する「A」または「A-」のリーダーシップレベルでは、「環境スチュワードシップの向上の観点から、戦略と行動におけるベストプラクティスの実践が求められている。具体的には、環境スチュワードシップを推進するために CDP が協働している機関によって策定されたベストプラクティスを、既に環境方針や環境活動において主導的な企業が実施していることが必要とされており、後述にある SPT 達成に向けて取り組むべき内容を踏まえても野心性があるといえる。

① 当社の取り組みからみた SPT の水準感

- ・ 以下諸点の通り、CDP 気候変動スコア「リーダーシップレベル (A または A-)」において求められる水準感と当社取り組みの現状および今後の進捗、さらに世界規模ないし他社の CDP 気候変動スコア取得状況等の全体感に鑑み「リーダーシップレベル (A または A-)」の維持をめざすことは、十分に野心性があるものといえる。
- ・ 2025 年 3 月末において、東京証券取引所プライム市場に上場している 1,638 社のうち、スコア A および A- を獲得した企業は確認できる限りで 292 社 (全体の 17.8%) に留まること、また当社と同じ情報・通信業 73 社のうち、スコア A および A- を獲得した企業は 10 社 (全体の 13.6%) であることを踏まえると、当社において本目標は十分に野心性があるものである。さらに当社が取得した「リーダーシップレベル」は、業界内においても、相対的に高い評価を受ける、限られた企業しか取得できないことから、スコア A- も含めて「リーダーシップレベル」を維持することは容易ではなく、こうした観点からも、本目標は十分に野心的といえる。
- ・ 当社は、決済業界のリーディングカンパニーとして、現金を不要とするキャッシュレス化や振込用紙をペーパーレス化する請求のデジタル化等の決済サービスを推進している。現金決済では、紙幣・硬貨・ATM 等に係る製造、決済・利用、廃棄など各プロ

セスにおいて CO2 が排出される。一方、当社が会員として所属する一般社団法人キャッシュレス推進協議会より公表された分析では、キャッシュレス決済の CO2 排出量は現金決済の約 3 分の 1 に抑えられるという試算結果があり、環境負荷が低いことが確認されている。キャッシュレス化の推進に向けて、当社は実店舗向けに QR・バーコード決済に対応したマルチ決済サービス「GMO Cashless Platform」を提供しており、POS レジや決済端末、精算機等と連携し、キャッシュレス化の中心となるプラットフォームを提供している。また、ペーパーレス化の推進を目的として、売上票の電子保管サービスや、東京電力エナジーパートナー株式会社に対し電気料金の支払手続きをスマートフォン上で行える決済画面および決済処理サービスを提供するなど、当社事業およびサプライチェーンの GHG 排出量削減に取り組んでいる。

- ・また、当社は、その他にも Scope3 の削減への取り組みとして、Scope3 の大半を占める対面決済の提供に必要となる決済端末製品の購入並びに製品の使用に係る GHG 排出量（カテゴリ 1、11）、およびソフトウェアの開発に係る GHG 排出量（カテゴリ 2）の削減に向けたサプライヤーエンゲージメントに取り組んでいる。具体的には、決済端末製造メーカーに対しては端末製造に係る GHG 排出量や対面決済時の消費電力、取引先のシステム開発会社に対してはソフトウェア開発に係る GHG 排出量（カテゴリ 2）について、それぞれ適切な測定と削減に向けた対話を実施している。このような「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けた当社グループの各取り組みとその更なる発展によって、SPT の達成も十分に期待できる。
- ・近時、SDGs や気候変動の領域においては、Scope3 への取り組みが課題となっており、時流を捉え、2025 年の CDP 質問書においても、引き続き Scope3 への対応が重要視されている。当社ではサプライチェーン全体での取り組みが重要であるとの認識の下、Scope3 の算定や第三者検証、目標設定に留まらず、サプライチェーンに対しても積極的な働きかけを行っている。このようにサプライチェーン全体での事業活動から発生する GHG 排出量の削減に努めていることが評価され、CDP による「サプライヤーエンゲージメント評価（SEA）」^{※2}において、2 期連続で最高評価である「サプライヤー・エンゲージメント・リーダー」（2024、2025）に選定されている。

※2 企業が気候変動に関してどのようにサプライヤーと関係を構築し、サプライチェーン内における削減活動に向けて取り組んでいるかを、CDP 気候変動質問書における 4 つの主要分野の質問への回答と、質問書全体のスコアも含めて、CDP が評価するもの。

② SPT の達成手段と不確実性要素

- ・ウクライナ危機をはじめとする各種の地政学リスクや、大規模な自然災害等、エネルギー政策や事業において想定される様々な環境の変化、不測のリスクや影響、不確実な要素を考慮していかなければならない。
- ・また、世界的な環境問題への懸念がますます高まるに連れて、その重要性がさらに高まっている CDP 気候変動スコアに関して、2022 年 CDP は 1.5°C に沿った気候移行計画の導入等に関する新しい分野も含めた、より厳しいスコアリング基準を導入した。このように、CDP は各社の取り組みをさらに推し進めるべく、毎年スコアリング基準を更新している。そのため、企業が現在のスコアないしレベルを維持し続けるだけでも、活動のレベルを継続的に引き上げる必要があるといえる。すなわち、従来と同様の取り組みを継続しているだけでは、スコアないしレベルの維持も容易ではないことを意味している。
- ・このように想定される様々なリスク・影響に対し、当社グループでは、取締役副社長が取締役会におけるサステナビリティ経営推進の責任者として、サステナビリティに関する課題を当社の経営戦略や経営目標に反映させる責任を負っている。代表取締役社長、取締役副社長を含む経営陣で、気候変動を含むサステナビリティ活動に関する方針の議論、計画の審議や進捗レビューを行い、取締役会へ業務進捗を報告しており、そこで受けたフィードバックに基づき、施策を推進している。また、取締役会は、リスク管理委員会で議論・検証した結果について定期的に報告を受けており、全社に関わるサステナビリティ関連の課題及び事業への影響、その対応状況等について、モニタリングを行っている。

③ インパクト評価

- ・みずほは、本ローンで定められた SPT が野心的かつ有意義なものであることに加え、当社の環境・社会においてポジティブなインパクトの最大化およびネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いを確認するため、当社の事業を展開する国、主要事業の業種、企業固有の要素の観点から、企業が環境や社会にもたらしうるポジティブ/ネガティブインパクトを SDGs や国連環境計画が策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス (PIF) 原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 要素 (多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性) に沿って、SPT の影響度 (インパクトの度合い) を検討した。

<p>A) 多様性：多様なポジティブインパクトがもたらされているか</p> <p>本ローンの直接的なインパクト領域は、SLL の特性上、気候変動領域ではあるものの、次の通り、多様な効果が期待できる。</p> <p>当社が取り組んでいる GHG 排出量削減に向けた各種アクションのうち、キャッシュレスの推進に取り組んでいることは、当社の気候変動問題解決への貢献だけでなく、日本のキャッシュレス決済市場の発展に繋がることも期待される。日本のキャッシュレス決済市場は、インバウンドへの対応や政府方針を受け需要が拡大している中、足元のキャッシュレス決済比率は世界の先進国と比べて依然低い水準にあり、キャッシュレスを推進することにより、日本が直面している人口減少による人手不足や地域活性化等の社会課題への解決にも貢献するものである。</p>
<p>B) 有効性：大きなインパクトがもたらされているか</p> <p>本ローンは、以下の観点から、当社のみならず同業他社やサプライチェーンに対しても大きなインパクトを有すると考えられる。</p> <p>当社は払込票での請求業務をペーパーレス化する「GMO デジタル請求サービス」や、クレジットカード決済を含む様々な決済方法を選択できる通販・EC サイトの総合決済システム「PG マルチペイメントサービス」等、高い専門性をいかし、開発から決済処理までを一気通貫で提供し、包括的なソリューションを提供している。当社のこのような取り組みはペーパーレス化・オンライン化・キャッシュレス化の普及に貢献するとともに、Scope3 を含めた GHG 排出量削減という観点から、当社のみならず同業他社やサプライチェーン全体での取り組みを促進し、環境保全、ひいては地球温暖化防止に資する大きなインパクトが期待される。</p>
<p>C) 効率性：投資資本に対し相対的に大きいインパクトが得られているか</p> <p>本ローンは、次の通り、投下資本に対して効率性の高く大きな効果を得るための事業計画を後押ししていると考えられる。</p> <p>GHG 排出量削減に資する再生可能エネルギーの導入拡大、オンライン化・キャッシュレス化・ペーパーレス化等の環境保全に役立つシステム開発、AI 活用等、これら一連の取り組みは、当社の収益機会の実現・事業の最大化、ひいては中長期的な当社の企業価値の向上に貢献する取り組みであり、投下資本に対して大きなインパクトが期待されるものである。</p>
<p>D) 倍率性：公的資金または寄付に対する民間資金活用の度合い</p> <p>本件は、公的資金を活用せず、民間資金を活用した取組を想定。</p>

E) 追加性：追加的なインパクトがもたらされているか

当社の各マテリアリティにおいて SPT が関係している気候変動・脱炭素へ向けた取り組みでは、次の SDGs 項目に追加的な便益がもたらされることが期待される。

目標 7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに



ターゲット 7.1：2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する

ターゲット 7.2：2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる

ターゲット 7.3：2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる

目標 13 気候変動に具体的な対策を



ターゲット 13.1：全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する

ターゲット 13.2：気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む

ターゲット 13.3：気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する

(3) SPT の妥当性

- ・ SPT の適切性は独立した第三者である株式会社日本格付研究所から第三者意見書を取得したみずほ SLL のフレームワークに則り検証する。また、今回設定する KPI は、気候変動等の地球環境問題に配慮し、持続可能な社会の実現への貢献をめざす当社が、CDP からの気候変動に関する質問書に回答し、その取組水準に応じて、CDP 気候変動スコアを付与するものである。各判定時点で取得したスコアに応じて、段階的に金利条件に反映させるものである。
- ・ CDP 気候変動スコアの取得には、CDP からの質問書への十分な回答が必要とされており、取得したスコアについても定量的なものであり、また、外部からの検証が可能なものでもあることから、指標として妥当なものである。

- ・また、みずほ SLL の評価を担うみずほ銀行 サステナブルプロダクツ部 総括チームは、営業部門とは独立して設置されている部署であり、非財務面の評価知見に加え、サステナブル・ファイナンス関連の基本的な知見を有している。

6. ローンの特性

(1) SPT と融資条件連動

評価対象の「ローンの特性」は以下の観点から SLLP 等に適合している。

- ・当社とみずほの間で協議のうえ、貸出条件を決めている。2026 年から 2031 年の融資期間のうち、2025 年 9 月期から 2028 年 9 月期に基づく SPT の達成状況を見て、適用金利が優遇される内容で設計されている。貸出条件と当社の SPT に対するパフォーマンスが連動しており、SPT の目標達成のインセンティブになっている。なお、優遇される金利幅のみの開示で、基準金利は公表されない。

- ・具体的には以下の内容となっている

CDP 気候変動スコアにおける A- 以上取得の達成	借入人の 2025 年 9 月期から 2028 年 9 月期までの各年度に基づく CDP 気候変動スコアが A- 以上の場合はスプレッドを 0.05% 引き下げる（累積最大 0.05%）。
----------------------------	--

7. レポーティング

評価対象の「レポーティング」は以下の観点から SLLP 等に適合している。

- ・本ローンは当社の契約遵守事項として、2025 年 9 月期から 2028 年 9 月期までの各年度に基づく SPT の進捗の年 1 回の報告を義務付けており、対象年度の CDP 気候変動スコアを書面にて貸付人に通知することとしている。貸付人はこれにより SPT の達成状況に関する最新の情報を入手できる。

- ・当社は今回の資金調達が SLLP 等に基づくものであることを表明することを企図している。SPT である CDP 気候変動スコア A- 以上維持に向けた実績進捗はみずほへ開示することにより、透明性の確保に努める方針である。

8. 検証.

評価対象の「検証」は以下の観点から SLLP 等に適合している。

- ・ SPT の達成状況は、みずほに、書面で報告する予定としている。CDP 気候変動スコアについては、外部機関である CDP によって審査ののち CDP のウェブサイトにて開示されており、今後も開示される予定であること、質問事項や質問に対する点数基準、点数に対するレベル基準等も開示されており、透明性・信頼性が高いことから、第三者機関と同等の機能が働くと考えている。
- ・ CDP 気候変動スコアが開示されなくなった場合には、貸付人と借入人で協議を行う。
- ・ 上述の検証報告する書面や認証機関の公表は、ローン契約の一部に含まれる。みずほは報告書の内容から SPT 達成の判定について評価し、達成の場合は金利変動の通知を当社に連絡する。

以上

■重要事項の説明

1. みずほ SLL 評価書は、評価対象についてみずほが策定したみずほ SLL のフレームワークの要件充足の確認により、SLLP 等に適合しているかを評価することを目的としている。なお、本評価書は、みずほ銀行サステナブルプロダクツ部が作成した文書である。
2. 本文書に記載された情報は、みずほが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものである。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性がある。したがって、みずほは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、みずほは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負わない。
3. みずほは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負わない。
4. 本評価書は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローンに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではない。また、本評価書はみずほの現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもない。本評価書は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがある。
5. 本文書に係る一切の権利は、みずほに帰属します。みずほによる事前承諾を受けた場合を除き、本文書の一部または全部を問わず、みずほに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられる。